

整備基準の解説



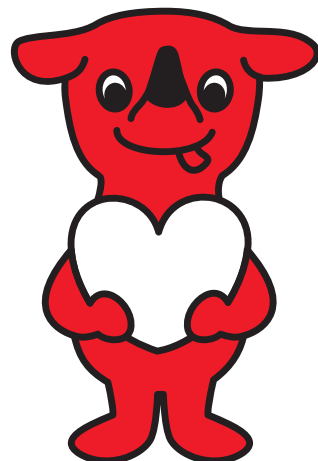
建築物

公共交通機関の施設

道路

公園等

共通事項



公共交通機関の施設

1 出入口

基本的考え方 利用者の用に供する出入口について、1以上を車椅子使用者が通過できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供する公共交通機関の施設の出入口のうち、1以上の出入口は、次に定める構造とすること。	● 利用者の用に供する出入口とは、当該施設の利用者が使用する出入口のことであり、従業員のみが使用する出入口については対象としていない。本整備基準は利用者の利用に供する部分に適用されるものである。(以下同じ。)
(1) 幅は、内法(のり)を90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	● 内法の幅90cmとは有効幅90cmのことであり、車椅子使用者の動作に対する余裕を見込んだ寸法である。なお、建築物では、有効幅80cm以上としているが、公共交通機関の施設では施設の利用者数や利用形態等を考慮して有効幅90cm以上としている。 ● 構造上の理由によりやむを得ない場合は、既存の施設で、構造上有効幅が90cm確保できない場合等である。
(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。	
ア 幅は、内法(のり)を90cm以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができる。	● (1)と同じ。
イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	● 自動的に開閉する構造の戸は、車椅子使用者や視覚障害者等の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とするなど、開閉操作の不要なものとする。 ● 戸の開閉速度は、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する。 ● 手動の場合は、軽い力で開閉できる引き戸とする。
(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合であって、3「通路等」(5)イに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設するときは、この限りでない。	● 戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通過に支障となる段を設けない。 ● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。 ● 3「通路等」参照

《設計上の配慮事項》

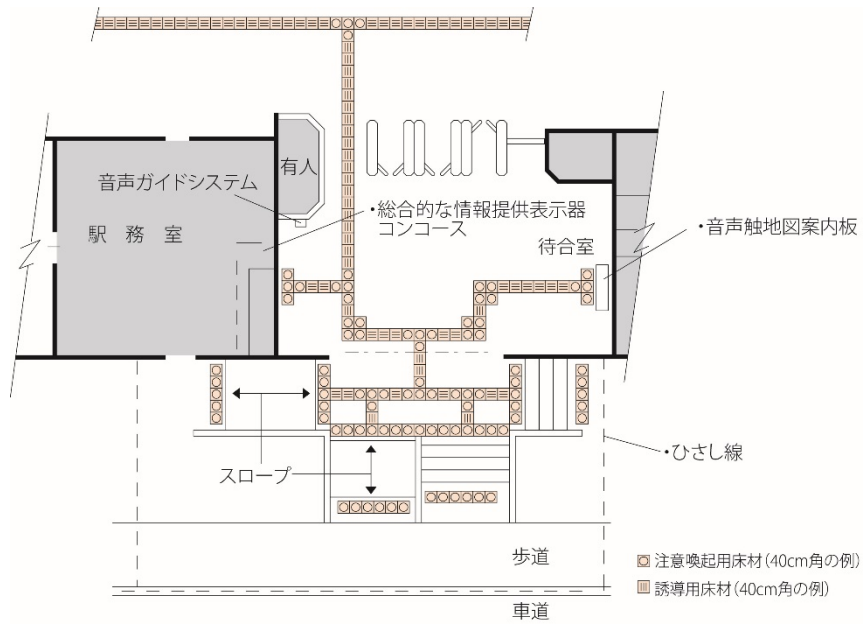
<設備・備品等>

- 戸の開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅い方が望ましい(人通りが多い場合を除く)。
- 戸の前後には、車椅子1台が止まることができるよう1.2m以上の長さの水平区間を設ける。
- 戸の内部と外部にいる者が互いに確認できる構造とする。
- 戸が透明な場合は、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などをつけて識別できるようにする。
- 屋外に通じる出入口には、屋根又はひさしを設ける。⇒図1-1
- 主要な出入口には音声誘導装置(誘導チャイム等)又はこれに代わる設備を設ける。

<仕 上>

- 施設の内外及び管理区分や施工区分が異なる境界部分について、段差が生じないように経路の連続性を確保する。

駅舎の出入口の例（平面）〔図 1-1〕



・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

公共交通機関の施設

2 改札口

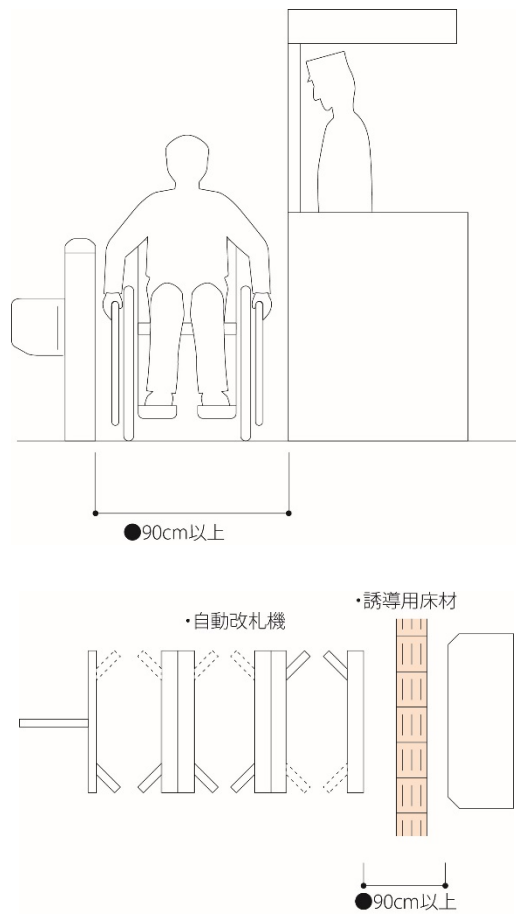
基本的考え方 利用者の用に供する改札口について、1以上を車椅子使用者が通過できる構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
改札口のうち、1以上の改札口は、次に定める構造とすること。	
(1) 幅は、内法（のり）を90cm以上とすること。	● 内法の幅90cmとは有効幅90cmのことであり、車椅子使用者の動作に対する余裕を見込んだ寸法としている。なお、建築物では、有効幅80cm以上としているが、公共交通機関の施設では施設の利用者数や改札口の構造等を考慮して有効幅90cm以上としている。⇒図2-1
(2) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。	● 「車椅子使用者が通過する際に支障とならない段」とは、「高低差が2cm程度以下で丸みを持たせた段」等であり、車椅子で支障なく通過できる構造のものである。

《設計上の配慮事項》

- 改札口には、高齢者・障害者等の円滑な移動に配慮して、有人改札口をおくことが望ましい。
- 視覚障害者の誘導用床材は、有人改札口を經由して敷設する。⇒図2-1
- 無人改札口・無人駅とする場合は、駅長事務室等につながるインターホンを改札口の分かりやすい位置に設置することが望ましい。
- 改札口には、音声誘導装置（誘導チャイム等）又はこれに代わる設備を設けることが望ましい。
- 進入可否表示の配色については、色覚障害者の利用に配慮することが望ましい。

改札口の配置例 〔図 2-1〕



公共交通機関の施設

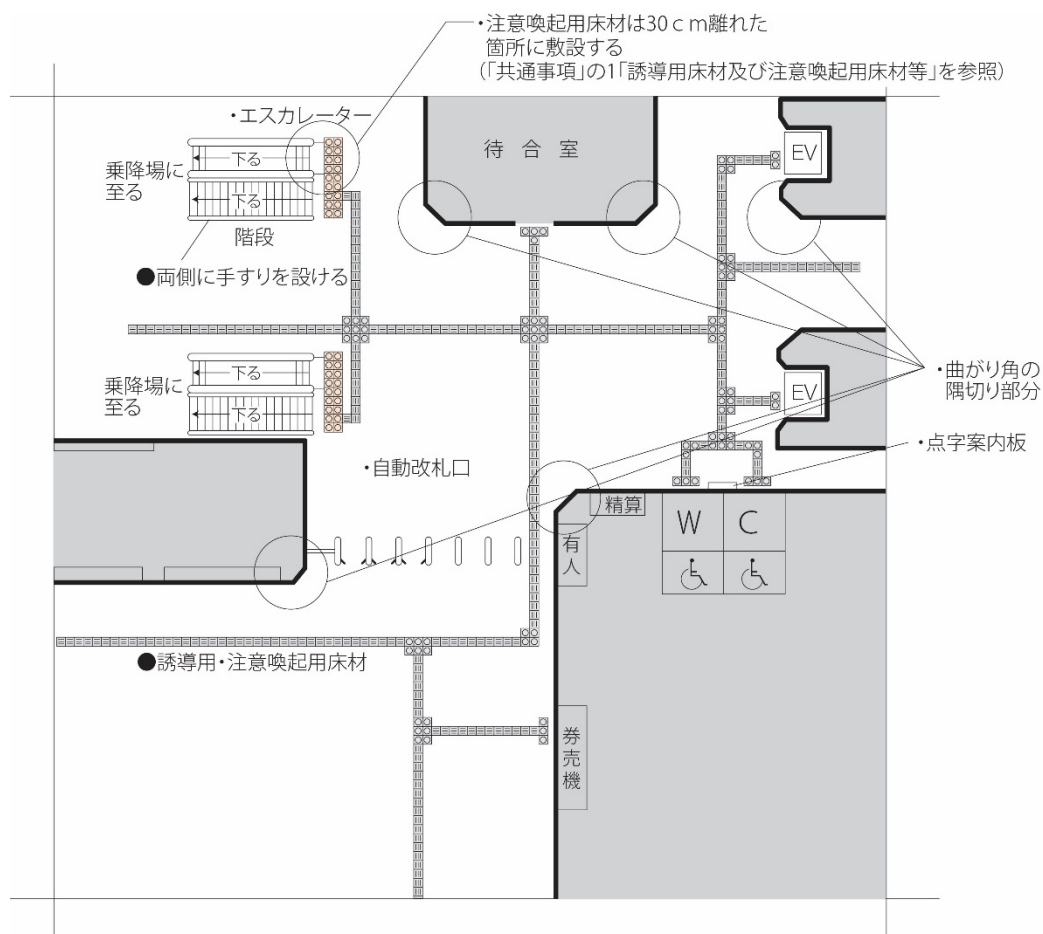
3 通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）

基本的考え方 利用者の用に供する通路等の共通の基準として、滑りにくい仕上げとし、高齢者や障害者等が利用しやすい構造とすること等について規定し、一定の経路上（車椅子使用者が通行可能な出入口から各乗降場に至る経路）の通路等については、車椅子使用者等が通行可能な構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>利用者の用に供する通路等は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
<p>(2) 段を設ける場合は、当該段は、4「階段」(2)並びに「建築物」の3「階段」(1)、(2)及び(4)に定める構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 4「階段」(2)及び「建築物」の3「階段」(1)(2)(4)参照
<p>(3) 排水溝を設ける場合は、車椅子使用者が通過する際に支障のない構造とし、溝蓋は車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「車椅子のキャスター及びつえ等が落ち込まない構造の溝蓋」とは、穴の大きさが円形の場合は直径2cm以下、格子型の場合は長さ10cm、幅1.5cm以下のピッチのものをいう。
<p>(4) 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。</p>	
<p>(5) 1「出入口」に定める構造の出入口から各乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路（5「エレベーター」に定める構造のエレベーターを設ける場合は、当該エレベーターの昇降路に至る通路等を含む。）は、次に定める構造とすること。</p>	
<p>ア 幅は、内法（のり）を1.4m以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合であって、次の要件を満たすときは、1.2m以上とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内法の幅1.4mとは有効幅1.4mのことである。公共交通機関の施設では施設の利用者数や利用形態等を考慮して1.4m以上とした。 ● 構造上の理由によりやむを得ない場合とは、既存の施設で、構造上有効幅が1.4m確保できない場合等である。
<p>(ア) 通路の末端の付近の広さが車椅子の転回に支障のないものであること。</p>	
<p>(イ) 50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けること。</p>	

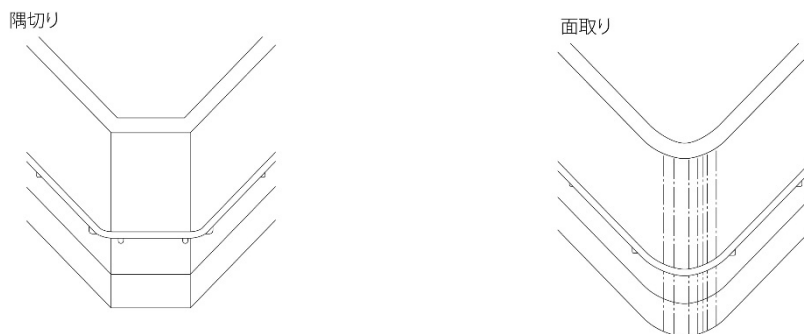
3 通路その他これに類するもの

通路の例 [図 3-1]



◻ 注意喚起用床材 (30cm角の例)
 ◻ 誘導用床材 (30cm角の例)

曲がり角の処理 [図 3-2]



● 条例による整備基準 ・ 標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

公共交通機関の施設

■ 整備基準	■ 基準の解説
イ 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。	● 一般的な水勾配（1/50 以下）には傾斜路及びその踊り場の構造に関する整備基準を適用しないことができるが、利用者の通行に支障がある場合又は転倒や転落のおそれがあるなど安全上の配慮が必要である場合は、各状況に応じて整備基準を適用する。
(ア)「建築物」の2「廊下等」(5)のアからウまでに定める構造とすること。	● 「建築物」の2「廊下等」(5)ア～ウ参照
(イ)床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。	● (1)と同じ。
(ウ)傾斜路には、両側に手すりを設けること。	
(エ)傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路と接する通路等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとすること。	
(オ)傾斜路の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	
ウ 1「出入口」に定める構造の出入口、2「改札口」に定める構造の改札口及び5「エレベーター」に定める構造のエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。	
エ 1「出入口」に定める構造の出入口から各乗降場に至る通路等には、誘導用床材を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の案内所等がある場合であって、当該2以上の案内所等の間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の案内所等の間の経路を構成する通路等については、この限りでない。	● 「音声により視覚障害者を誘導する装置」とは、誘導チャイムや音声誘導装置等をいう。 ● 「案内所等」とは、案内所、受付カウンターなど施設に勤務する者等が常駐しているものをいう。 ● 「誘導が適切に実施される」とは、公共交通機関の施設の営業時間内は常時、視覚障害者を誘導できる体制が整っていることをいう。

《設計上の配慮事項》

【通路等】

<設備・備品等>

- 通路の曲がり角や交差部分は、衝突の危険防止を図るため、できるだけ大きな隅切り又は面取りを施して見通しを良くする。⇒図 3-1、図 3-2
- 原則として床面から高さ 2m 程度までには、天井及び壁面に突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないような安全な措置を講ずることが望ましい。
- 通路等の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。
- ベンチ等は通行の支障とならないように設けることが望ましい。
- 注意喚起用床材の位置は、階段や傾斜路の始末端部から 30cm 程度離れた箇所に敷設する。⇒図 3-1
- 傾斜路の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊場では、踊場の開始部分及び終了部分において、傾斜路の始末端部から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の注意喚起用床材を敷設する。

<仕 上>

- 管理区分や施工区分が異なる部分は、経路の連続性に配慮する。

【傾斜路】

- 【通路等】の項を準用する。
- 傾斜路の手すりは、段の端部から 60cm 以上水平に延長して設けることが望ましい。

4 階段（その踊場を含む。）

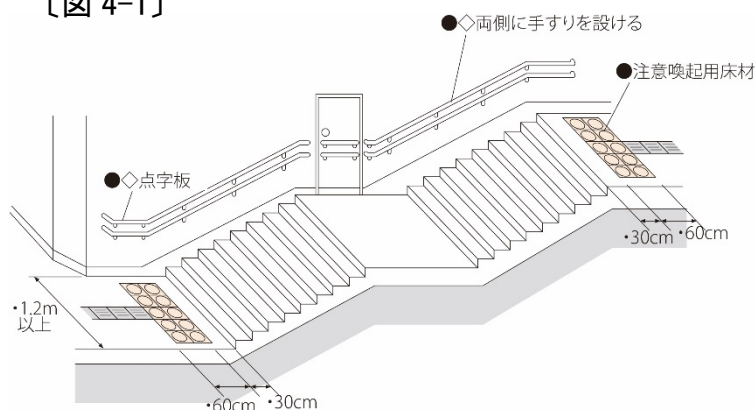
基本的考え方 利用者の用に供する各乗降場に至る階段等について、高齢者や障害者等が利用しやすい構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供する階段は、次に定める構造とすること。	
(1) 「建築物」の3「階段」(2)及び(4)に定める構造とすること。	● 「建築物」の3「階段」(2)(4)参照
(2) 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
(3) 両側に手すりを設けること。	● 公共交通機関の施設の利用者数や利用形態を踏まえて、階段の両側に手すりを設けることとしている。⇒図4-1
(4) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字板を設けること。	● 手すりに点字板を設けることにより、階段の通ずる場所（行き先）の案内標示をする。⇒図4-1
(5) 階段の上端及び下端に近接する通路等の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。	

《設計上の配慮事項》

- 手すりは段の端部から60cm以上水平に延長して設けることが望ましい。
- 側壁がない場合は、高さ5cm程度まで立ち上がりを設置することが望ましい。
- 通路等の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとすることが望ましい。
- 階段下には、利用者の通行に支障のある高さの空間を設けない。やむを得ず設ける場合は、柵等を設置することが望ましい。
- 注意喚起用床材の位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所に敷設する。⇒図4-1
- 踊場の長さが3mを超える場合、踊場の開始部分及び終了部分において階段の段から30cm程度離れた箇所に奥行き60cm程度の注意喚起用床材を敷設する。
- 階段の方向が180度折り返しているなど、方向が変わる踊場では、踊場の開始部分及び終了部分において、階段の段から30cm程度離れた箇所に奥行き60cm程度の注意喚起用床材を敷設する。なお、屈曲部から階段始点までの距離が短く、注意喚起用床材同士が干渉して判別困難になる場合は、危険を生じないよう敷設方法に配慮する。

階段の設置例 [図4-1]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

公共交通機関の施設

5 エレベーター

基本的考え方 公共交通機関の施設の出入口から各乗降場に至る経路に階段が設けられる場合は、エレベーターを設置する。

■ 整備基準	■ 基準の解説
<p>利用者の用に供する階段が設けられる公共交通機関の施設には、直接地上に通じる1「出入口」に定める構造の各出入口から乗降場に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路に次に定める構造のエレベーター（エレベーターの設置が困難な場合には、車椅子で利用できるエスカレーター）を設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 車椅子使用者による単独利用を考慮し、垂直移動のための設備としてエレベーターを設置することを原則としている。 ● エレベーターの設置が困難な場合には、車椅子で利用できるエスカレーターでも可としている。⇒図5-1、図5-2
<p>(1) 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法（のり）を80cm以上とすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 内法の幅80cmとは、有効幅80cmのことであり、車椅子使用者が通過できる寸法である。
<p>(2) 籠の幅は内法（のり）を1.4m以上とし、奥行きは内法（のり）を1.35m以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）については、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠の奥行き1.35mは、11人乗りの籠の奥行き寸法であり、電動車椅子が収まる大きさである。 ● 籠の出入口が複数あるエレベーターを設置する場合は、原則として「スルー型エレベーター」とし、「直角二方向出入口型エレベーター」は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合とする。
<p>(3) 籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。ただし、(2)ただし書に規定するものについては、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 出入口同方向型（一方向型）のエレベーターの籠正面壁面に設置する鏡は、車椅子使用者が後退時に出入口付近（特に足元）を確認できるよう、床上40cm～150cm程度までのものとする。 ● 籠の出入口が複数あるエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況（特に足元）が把握できるよう、大きさ、形状、位置に配慮して鏡（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）を設置する。
<p>(4) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者とが互いにその状況を視覚的に確認できる構造であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設けることにより外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。なお、外部から籠内の車椅子使用者や小児、転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から50cm程度とすることが望ましい。 ● ガラス等による窓等を設置できない場合は、籠の内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。
<p>(5) 籠内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 手すりは、握り手その他これに類する設備を含み、握りやすい形状とする。 ● 高さ80cm～85cm程度に設置する。
<p>(6) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</p>	

5 エレベーター

■ 整備基準	■ 基準の解説
(7) 籠内に、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。	
(8) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	
(9) 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとし、籠内に設けられた当該制御装置のうち、1以上には、インターホーンを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 制御装置は、車椅子使用者が円滑に操作できる位置（高さ 100cm 程度）に設置する。 ● 籠内に設置する制御装置は、籠の左右に設置する。
(10) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(9)に規定する制御装置を除く。）のうちそれぞれ1以上は、視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 点字が貼り付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とする。 ● 制御装置のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作しやすいよう押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。 ● 視覚障害のある車椅子使用者には介助者がつくことが想定されるため、車椅子使用者用の制御装置には視覚障害者対応を求めている。
(11) 籠の出入口に、利用者を感じし、籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に静止することができる装置を設けること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 籠の出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする。 ● 機械式セーフティシュー（障害物検出装置）には、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの装置を併設する。
(12) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、1.5m以上とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 乗降ロビーの幅及び奥行き 1.5mは、車椅子使用者が回転できる寸法である。
(13) 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合又はエレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。	

公共交通機関の施設

《設計上の配慮事項》

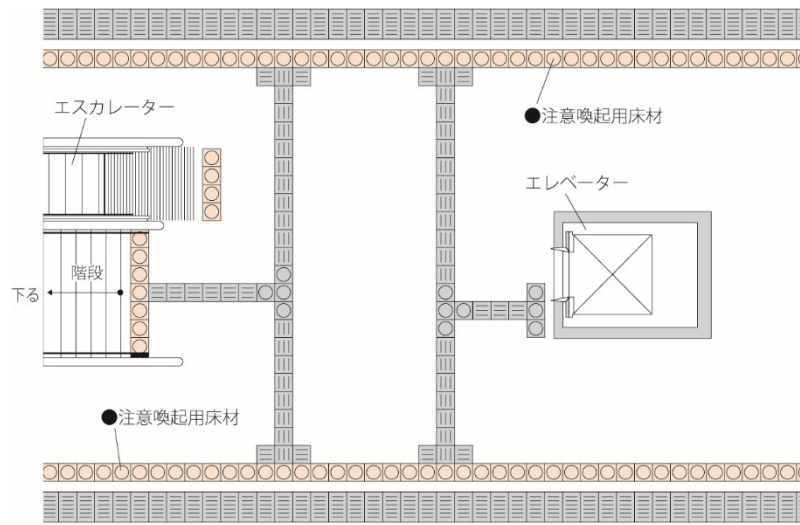
【エレベーター】

- 電動車椅子が回転するためには、幅及び奥行き 1.8m以上を確保することが望ましい。
- 新設等の場合は、車椅子使用者等の転倒、転落防止のため、乗降ロビー付近に下り階段・下り段差・下りスロープを設けない。
- 既存施設であって、乗降ロビー付近に下り階段・下り段差・下りスロープが存在する場合は、転落防止柵の設置等の対策を講じる。

【車椅子で利用できるエスカレーター】

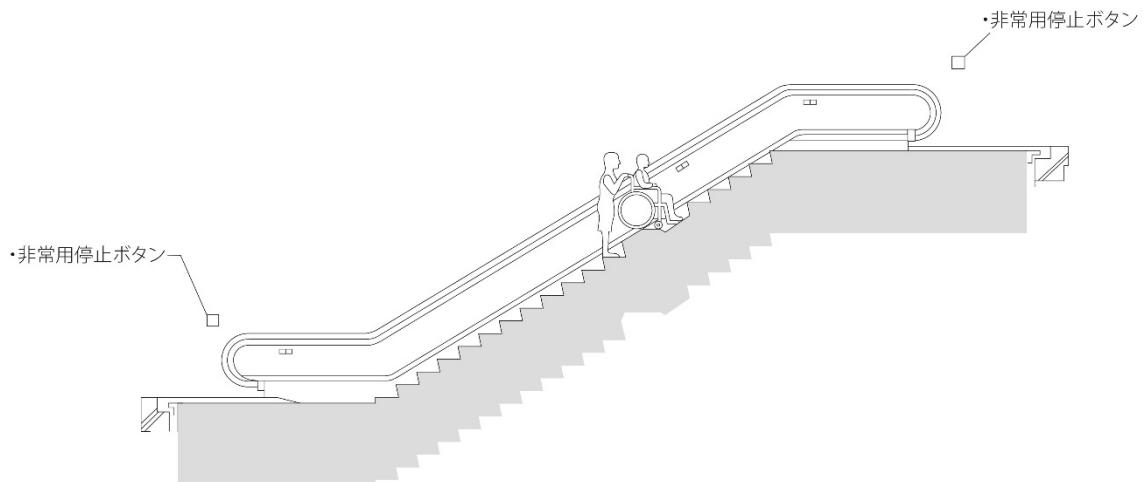
- 「共通事項」の6「昇降用設備」を参照すること。⇒図 5-2

エレベーター設置の例 〔図 5-1〕



車椅子対応エスカレーターの例 〔図 5-2〕

(詳細は「共通事項」の6「昇降用設備」参照)



公共交通機関の施設

6 乗降場

基本的考え方 利用者の用に供する乗降場について、高齢者や障害者等の利用に配慮した構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
乗降場は、次に定める構造とすること。	
(1) 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
(2) 縁端には、柵、注意喚起用床材その他の視覚障害者の転落等を防止するための設備を設けること。	● 縁端とは、線路（軌道、車道）に平行する端部をいう。 ● 乗降場の縁端には、視覚障害者の転落や旅客の線路内への進入等を防止するため、柵、注意喚起用床材その他の設備のうち必要な設備を設ける。⇒図 6-1、図 6-2、図 6-3
(3) 両端には、転落防止柵を設けること。ただし、階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。	● 両端とは、乗降場の縁端以外の端部（始終端部）をいう。 ● 転落防止柵とは、旅客の乗降が行われぬ箇所に設置される柵のことをいう。⇒図 6-1 ● 転落防止柵の高さは、建築限界に支障のない範囲で、高さ 1.1m～1.5m程度とする。⇒図 6-1
(4) 利用者の休憩用の施設を設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	● 乗降場にベンチ等を設け、高齢者、障害者等が利用しやすいように配慮する。⇒図 6-1
(5) 乗降場に設置する工作物等については、車椅子使用者の通行に配慮すること。	● ホームに、売店、ベンチ及びゴミ箱等を設置する場合は、車椅子使用者等の通行の支障とならないように配慮する。

《設計上の配慮事項》

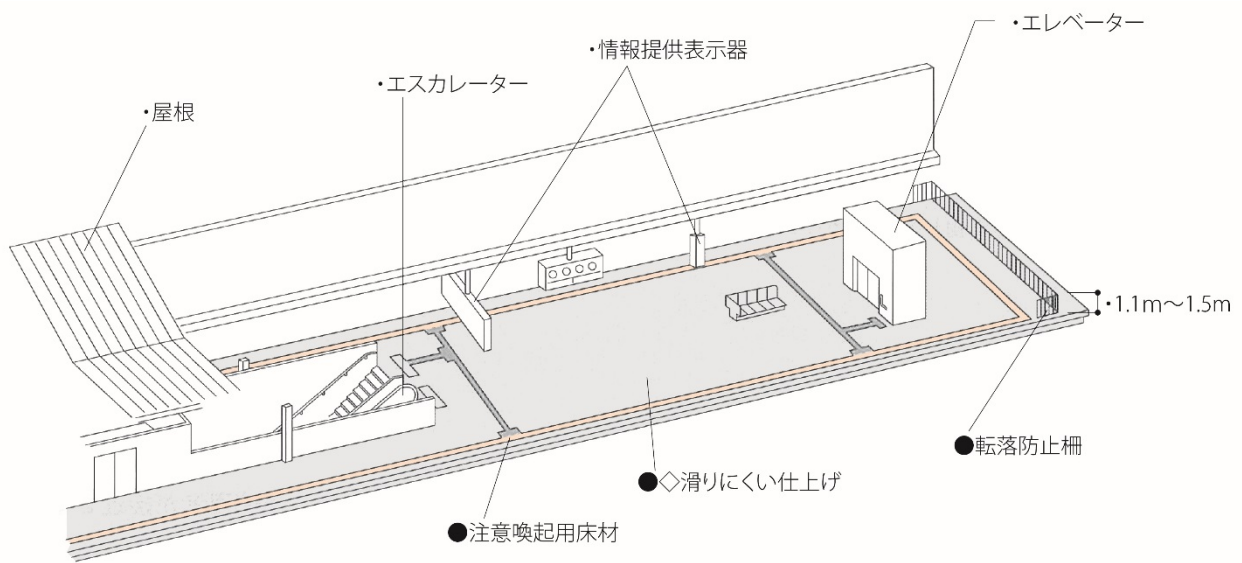
<寸法>

- 床面は平坦とし、排水等のために横断勾配を設ける場合は、緩やかな勾配（1/100）を標準とする。

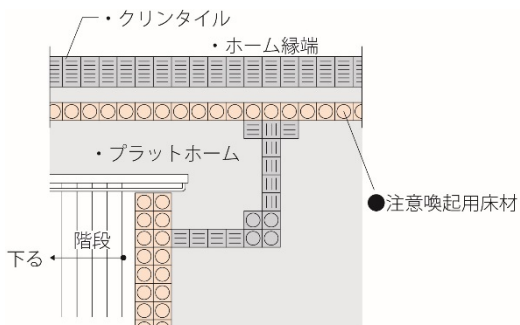
<設備・備品等>

- ホームドア、可動式ホーム柵等が設けられていないホームの場合、ホーム縁端から 80cm 以上離れた場所に注意喚起用床材を連続して敷設する。⇒図 6-3
- 電車とホームの隙間は、できるだけ少なくする。隙間・段差が大きい箇所には、光や音声等により警告を行うことが望ましい。
- 車椅子使用者等に配慮して、隙間・段差が解消できる設備（渡り板等）を速やかに使用できる場所に配備することが望ましい。
- 視覚障害者、聴覚障害者等の利用に配慮し、アナウンスや電光掲示板等により情報の提供に努めること。⇒図 6-1
- ホームの壁面や柱等の看板その他の工作物は、視覚障害者等の通行に支障のないように、その位置や高さ等に配慮する。
- 乗降場は車両等への乗降の場であるため、利用者の休憩用の施設や工作物を設置する場合は、旅客流動に支障がないように配慮する。

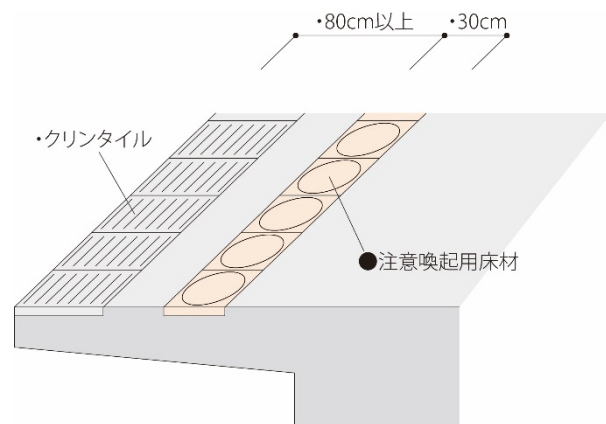
乗降場設置例 [図 6-1]



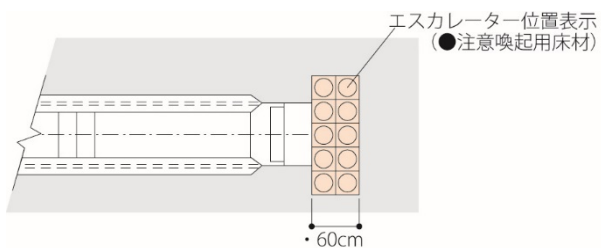
階段周辺の例 [図 6-2]



ホーム縁端警告表示の例 [図 6-3]



エスカレーター周辺の例 [図 6-4]



●条例による整備基準 ◇バリアフリー法による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

公共交通機関の施設

7 便所

基本的考え方 利用者の用に供する便所は高齢者や障害者等が利用しやすい構造とし、車椅子使用者等が円滑に利用できる構造の便房等を設ける。

■ 整備基準	■ 基準の解説
(1) 利用者の用に供する便所は、次に定める構造とすること。	
ア 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	● 触知案内図等は、床から中心までの高さが140cm～150cmとなるよう設置する。 ● 音声案内は、誘導用床材によって誘導された便所出入口付近壁面に、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。
イ 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。	● 「滑りにくい仕上げ」とは、表面に加工が施された滑りにくい材料を用いたものであって、床の状態によって効果が低下することのないものをいう。
ウ 男子用小便器を設ける場合は、床置き式の小便器、壁掛式の小便器その他これらに類する小便器であって、その両側に手すりが適切に配置されたものを1以上設けること。	● 「建築物」の「便所」との相違点は、整備基準に定める構造の男子用小便器の設置を1以上の便所に限定していないことである。 ● 男子用小便器を設ける便所には、肢体不自由者等が立位を保持できるように手すりを設けた床置き式又はリップ高さ35cm以下の低リップの壁掛式その他これらに類する小便器を1以上設置することを求めている。
(2) 利用者の用に供する便所のうち、1以上（男子用と女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の便所は、(1)に定める構造とするほか、「建築物」の5「便所」(1)に定める構造とすること。	● 「建築物」の5「便所」(1)参照。

《設計上の配慮事項》

<配置等>

- 便所の出入口付近の外部には、便所内部の配置を表示することが望ましい。さらに視覚障害者の利用に配慮して、点字等による表示や触知案内図の設置を行うことが望ましい。
- 便所までの経路に誘導用床材を設置する場合には、壁面等に設置した触知案内図等の正面に誘導するように敷設する。
- 便所は利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。

<設備・備品等>

- 手すりを設けた小便器は、出入口から最も近い場所に設けることが望ましい。

<仕 上>

- 床面は、高齢者や障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。

8 カウンター及び記載台

基本的考え方 利用者の用に供するカウンター及び記載台を設ける場合は、1以上を車椅子使用者が接近しやすく、利用しやすい構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供するカウンター及び記載台のうち、1以上のカウンター及び記載台は、「建築物」の10「カウンター及び記載台」に定める構造とすること。	● 「建築物」の10「カウンター及び記載台」の基準に準ずる。

9 公衆電話台

基本的考え方 利用者の用に供する公衆電話台を設ける場合は、1以上を車椅子使用者が接近しやすく、利用しやすい構造とする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
利用者の用に供する公衆電話台のうち、1以上の公衆電話台は、「建築物」の11「公衆電話台」に定める構造とすること。	● 「建築物」の11「公衆電話台」の基準に準ずる。

10 券売機

基本的考え方 券売機のうち、1以上の券売機は、車椅子使用者や視覚障害者が円滑に利用できる構造とする。

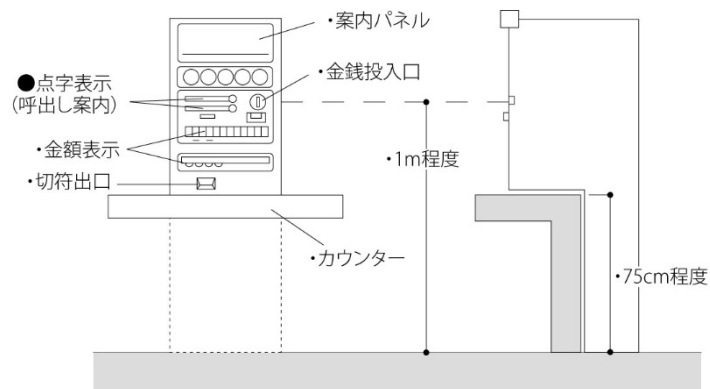
■ 整備基準	■ 基準の解説
券売機のうち、1以上の券売機は、「建築物」の13「券売機」に定める構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> ● 「建築物」の13「券売機」の基準に準ずる。 ● 「車椅子使用者が円滑に利用できる高さ」とは、床面から1m程度である。⇒図10-1 ● 点字表示については、料金一覧表や操作ボタンの表示等において、視覚障害者が点字により判読でき、利用できるようにするために規定している。⇒図10-1

公共交通機関の施設

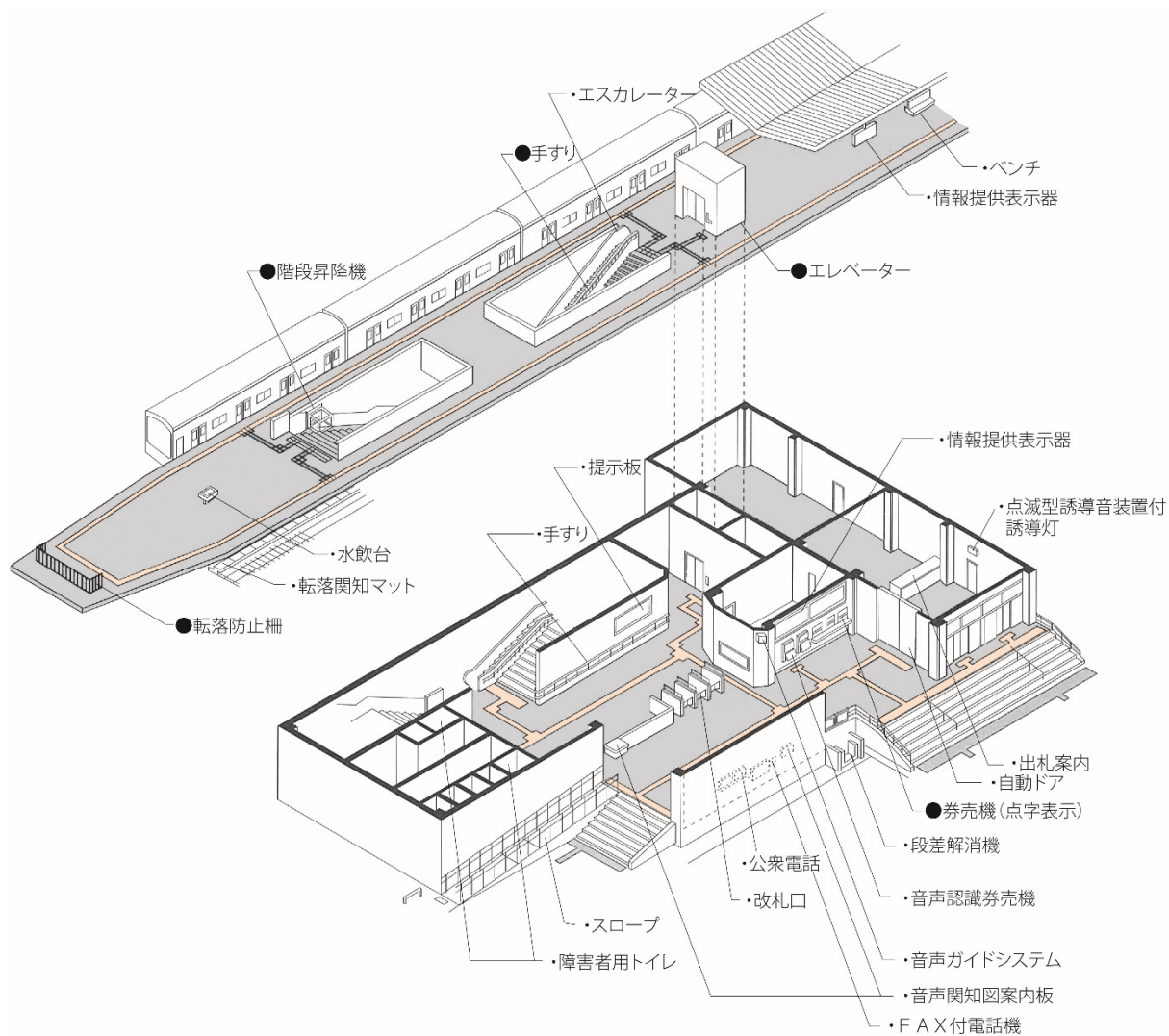
《設計上の配慮事項》

- 券売機の横に点字表示する。点字が読めない方でも理解できるように文字と併記することが望ましい。
- インターホーン、呼び出しボタン等は利用者が使いやすい高さ、構造とする。⇒図 10-1
- 金銭投入口の高さは1m程度とし、硬貨は一括投入できる機種とする。また、車椅子が接近しやすいようにカウンター下部にスペースを設ける。
- タッチ式のボタンは視覚障害者が利用しにくいので、押しボタン式のものを使用する。
- 誘導する券売機は、改札口に近い位置に設置することが望ましい。

券売機の例 [図 10-1]



鉄道ターミナルモデル図 [参考図]



●条例による整備基準 ・標準的な寸法や配慮の一例で参考となる内容

公共交通機関の施設

1.1 案内標示

基本的考え方 案内板を設置する場合は、高齢者や障害者等が施設内部の利用に関する情報を的確に把握し、安全かつ確実に目的の場所に到達できるように情報の提供をする。

■ 整備基準	■ 基準の解説
案内板のうち、1以上の案内板は、次に定める構造とすること。	
(1) 高さ、文字の大きさ等は、高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	● 高さ、文字の大きさ等については、大きめの文字や平面図を用いてわかりやすいデザインとするとともに、色彩にも配慮するよう求めている。
(2) 旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。	● 視覚障害者が施設内部の情報を的確に把握できるようにするための案内誘導を求めている。 ・音響音声案内装置：音響又は音声で設備等の位置・方向や車両等の運行・運航案内を示すもの ・触知案内図等：点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの ・点字表示：点字で経路の行き先や運賃等を示すもの
(3) 7「便所」(2)に定める構造の便所を設けた場合は、その旨を表示すること。	● 車椅子使用者用便房を設けた便所の位置、経路等を案内板に表示することで、車椅子使用者が安心して施設を利用できるようにすることを求めている。

《設計上の配慮事項》

- 設置にあたっては車椅子使用者や視覚障害者の通行の妨げにならないように配慮する。
- 誘導用床材、注意喚起用床材、案内板、サイン、音声、光等による誘導を効果的に組み合わせるように配慮する。
- 車椅子使用者にもわかりやすい位置に設ける。
- 誘導用の案内板は、曲がり角ごとにわかりやすい位置に設置する。
- 逆光や反射グレア（まぶしくて見えにくくなること）が生じないように、案内板等の仕上げや設置位置、照明に配慮する。また、ケースがある場合、ケースが反射すること等により見えにくくならないように配慮する。
- 案内板等の標示は、大きめの文字や図を用いる、あるいはふりがなをつける等、わかりやすいデザインのものとし、他との色及び明度の差に配慮する。
- 出入口名、改札口名、旅客施設名など主要な用語は英語を併記することが望ましい。
- 地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
- 白内障の高齢者の黄変化現象でもわかりやすいものとする。（変色しない赤、黒等識別しやすい色を使用し、文字等と背景を対比させる。）
- 必要に応じて平面図を含めた触知板を設置する。
- 運行情報は、LED（発光ダイオード）、液晶ディスプレイ等を用いた可変式情報表示装置とすることが望ましい。
- 車両等の運行に関する情報以外の情報（緊急事態、事故情報等）が表示できる設備とすることが望ましい。
- 暗い場所に設置する場合は、照明器具を内蔵したものが望ましい。

案内板に記すことが望ましいピクトグラムの例 (JIS Z 8210) [図 11-1]

